

富山県告示第362号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年8月12日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
金沢医科大学 氷見市民病院	氷見市鞍川1130番地	氷見市	自 令和2年9月1日 至 令和5年8月31日

富山県告示第363号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和2年8月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

南砺市

2 事業の種類

南砺市特別養護老人ホーム福寿園敷地保全事業

3 起業地

(1) 収用の部分

南砺市松原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判

断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、南砺市松原地内の土地を起業地とする南砺市特別養護老人ホーム福寿園敷地保全事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、南砺市が事業主体となり、当市が設置する南砺市特別養護老人ホーム福寿園（以下「福寿園」という。）の敷地の安定的かつ継続的な使用を目的として、福寿園敷地内の借地部分を買収するものであり、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である南砺市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

南砺市は、平成16年11月に4町4村（東砺波郡福野町、同郡福光町、同郡井波町、同郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井口村）が合併して誕生した市であるが、総人口が年々減少しているのに対して、65歳以上の人口は年々増加し、65歳以上人口は総人口の約38%を占めている。

南砺市が設置する特別養護老人ホームにて要介護者の受け入れを行っているが、入居待ちが発生するほど高齢者の介護支援の需要は高く、今後さらに入居待ち数が増えれば、福寿園においても建物の新たな増改築が必要となる可能性がある。

しかしながら、福寿園の敷地の一部は個人所有の土地が存しており、建物の改築や工作物の設置など、土地の形質変更等においては、土地所有者の同意を得る必要があり、また、将来的に土地所有者において相続が発生した場

合に土地売買契約等の事務手続きが複雑になることが予想される。

本件事業は、用地取得することで、福寿園の敷地の安定的かつ継続的な使用を可能とするものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び富山県環境影響評価条例（平成11年富山県条例第38号）により環境影響評価が義務づけられた事業には該当せず、工事等を行わないため事業による影響はない。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、すでに建物及び駐車場として整備済みであり、事業費についても最小限の費用のみで、社会性・経済性・周辺環境への影響等を合理的に判断して決定されており、申請案が最も適切である。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、起業地内に建物及び駐車場がすでに整備済みだが、建物の改築や工作物の設置など、土地の形質変更等を行う場合、土地所有者の同意を得る必要がある。また、将来的に土地所有者において相続が発生した場合に売買契約等の事務手続きが複雑になることが予想される。

そこで、敷地内の個人所有地を買収することで、敷地の安定的かつ継続的な使用が可能となる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

南砺市役所

富山県告示第364号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において8月12日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年8月12日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
主要地方道 高岡小杉線	射水市宿屋64番2から 射水市宿屋4番4まで	変更前		最大 50.0 最小 40.8	191.9	高岡土木 センター

		変更後	最大 78.2 最小 40.8	191.9	
主要地方道 砺波福光線	砺波市栄町28番から 砺波市太郎丸字鍋島2678番2まで	変更前	最大 16.0 最小 7.2	362.3	砺波土木センター
		変更後	最大 22.1 最小 16.0	363.1	

富山県告示第365号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において8月12日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年8月12日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 高岡小杉線	射水市宿屋64番2から 射水市宿屋4番4まで	令和2年8月12日	高岡土木センター

富山県告示第366号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

福沢土地改良区から申請のあった日尾地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第9項において

- 5 店舗面積の合計 1,528㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地北側 1箇所/60台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 敷地東側 1箇所/20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側 1箇所/40㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北西側 2箇所/11.252㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後10時
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所/敷地北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出の日 令和2年7月28日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 令和2年8月12日から令和2年12月14日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法

施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和2年8月12日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

新型コロナウイルス感染症防護対策用資機材 500セット

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年12月25日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、A又はBの等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 入札参加資格の有無の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書に

より通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部警務課装備係

電話 076-441-2211

- (2) 入札参加申込書の提出期限

令和2年9月1日 正午

- (3) 入札説明書の交付方法

令和2年8月12日から同年8月31日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札・開札の日時、場所

- (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 令和2年9月16日 午前10時

イ 〒 930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 研修室

- (2) 開札にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、書留郵便により、令和2年9月15日午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又はその代理人の全員の立会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、契約担当者に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (5) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 2 年 8 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量
I P R 形オートバイ用無線機 2 台
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和 3 年 3 月 31 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 2 年富山県告示第 159号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級が A 又は B の者として登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 2 年富山県告示第 159号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和2年8月26日までに通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札参加申込書の提出期限

令和2年8月24日 正午

- (3) 入札説明書の交付方法

令和2年8月12日から同年8月21日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札・開札の日時、場所

- (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 令和2年8月28日 午前10時

イ 〒 930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 204会議室

- (2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札参加資格

「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又はその代理人の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に係らない職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係らない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (5) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再

度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
-

